

# シンフォニックウインズ KAGAWA 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本団は、シンフォニックウインズ KAGAWA と称する。

(事務局の所在地)

第2条 団長宅に置く。

(目的)

第3条 本団は、吹奏楽演奏を通じて音楽に親しみ、団員相互の親睦を深め、その資質の向上に努めるとともに、音楽文化の向上と地域文化の発展に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本団は、次の事業を行うものとする。

- (1) 定期演奏会の開催
- (2) 依頼演奏等への出演
- (3) 練習
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

## 第2章 団員

(団員の資格)

第5条 団員は、本団の規約を守り、第3条の目的に賛同する者とする。

(入団)

第6条 本団に入団を希望する者は、入団届(別紙様式1)を団長に提出するものとする。入団届を提出した当月の間を仮入団期間とし、役員会の承認をもって翌月1日付けで入団することができる。

(団費)

第7条 団員は、総会において定められた団費(細則1)を納入しなければならない。

(休団)

第8条 団員が休団を希望する時は、休団届(別紙様式2)を団長に提出し、役員会の承認をもって休団することができる。

2 休団期間を変更しようとする休団者は、休団届の変更を団長に連絡するものとする。

(復団)

第9条 休団は、復団届(別紙様式3)を団長に提出することにより終了する。

(退団)

第10条 団員が退団を希望する時は、退団届(別紙様式4)を団長に提出し、役員会

の承認をもって退団することができる。この場合未納の団費があれば、退団届に添えて提出するものとする。

(団員の除名)

第11条 本団の目的に反し、その活動に著しい支障をきたすと思われる者は、役員会の決定により除名することができる。

### 第3章 組織

(組織)

第12条 本団の運営・演奏に関して、組織(細則2)を定める。団員は、各役割に所属し、協力して行うものとする。

### 第4章 役員

(役員の種類)

第13条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 団長
- (2) 事務局長
- (3) 会計
- (4) コンクール責任者
- (5) 定期演奏会責任者
- (6) 定期演奏会会計

(役員資格及び任免)

第14条 役員は団員の中から、定期総会において選任及び解任する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とし1年毎に半数を選任及び解任する。但し、再任を妨げない。

### 第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本団の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、団員をもって構成する。

(総会の種類及び招集)

第17条 総会は本団の最高決議機関であり、定期総会と臨時総会の2種類とする。

2 定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会にあつては、団長が必要と認めるとき、または5分の1以上の団員が会議の目的を示して請求したときに、団長はこれを招集しなければならない。

3 総会の招集は、総会の7日前迄に団員に対し議会の議事事項、日時及び場所について通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、団長が指名する。

(総会の成立及び議事)

第 19 条 総会の定足数は、団員の 3 分の 2 以上とする。

2 総会の議事は、出席団員の過半数をもって決する。但し、規約の改正及び本団体の解散の議決は、出席団員の 3 分の 2 以上の同意によらなければならない。

(総会の議決事項)

第 20 条 総会の議決を得なければならないものは次の各号にかかげるものとする。

- (1) 規約の改正。
- (2) 役員を選任及び解任。
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (4) 事業報告及び収支決算の承認。
- (5) 本団体の解散。
- (6) その他役員会で必要と認める事項。

(役員会)

第 21 条 役員会は本団の円滑な運営にあたる。

- 2 役員会は、総会により委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
- 3 役員会は、団長が必要と認めたとき、及び役員が要求があったとき、団長はこれを招集しなければならない。
- 4 役員会は団長がその議長を指名する。
- 5 役員会は、役員総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開催することはできない。
- 6 議事は出席役員過半数をもって決する。

## 第 6 章 資産及び会計

(会計年)

第 22 条 本団の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(収入)

第 23 条 本団の収入は、団費及びその他の収入をもって充てる。

(経費の支弁)

第 24 条 本団の経費は、前条に定める収入をもって支弁される。

(特別会計の設置)

第 25 条 本団は、特別な事業を実施するために、必要があるときは特別会計(細則 1)を設置することができる。

## 第 7 章 補足

(規約改正)

第 26 条 この規約は総会の決議により改正することができる。

(委任)

第 27 条 この規約に定められていない事項及び細則は、役員会で定める。

### 附則

(施行期日)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### 改正

平成 16 年 4 月 24 日

平成 18 年 3 月 4 日

平成 20 年 3 月 8 日 第 6 条、第 17 条 3

平成 26 年 3 月 22 日 第 13 条

平成 28 年 1 月 16 日 第 13 条

平成 30 年 2 月 10 日 第 13 条

平成 31 年 2 月 24 日 第 13 条

令和 3 年 4 月 18 日 第 22 条

令和 5 年 4 月 16 日 第 17 条 2

以上

## 細則

### 細則 1 団費等について

- 団員は1ヶ月1,500円を納入する。平成14年9月より特別会計として打楽器その他資産購入のための積立金(以下、打楽器等積立金)を設置しており、団員は1ヶ月500円を納入する。
- 高校生以下については、団費500円とする。打楽器等積立金は免除とする。
- 仮入団期間中の団費・打楽器等積立金は免除とする。
- 休団中については、団費・打楽器等積立金は免除とする。
- 団費及び打楽器等積立金は、団員の銀行口座からの自動引き落としにより徴収することとし、これに係る費用は団費にて負担する。
- 団費及び打楽器等積立金は、複数月分をまとめて徴収することが出来る。

### 細則 2 組織について

- 別紙のとおり

### 細則 3 入団・休団・退団について

#### (入団)

- 原則として楽器を所有していることまたは用意できることとし、経験者であることが望ましい。また、練習場等までの交通手段があることとする。
- 高校生以下の場合は、保護者の方の同意があることとする。

#### (休団、退団)

- 休団中であっても連絡がとれる状態であることとし、定期演奏会等での協力をお願いしたい。
- 連絡がとれず意思表示のない状態で休団が1年以上に及ぶものについては、退団したものとみなす。

### 改正

平成22年3月13日 細則1

平成23年3月19日 細則1

平成24年3月4日 細則1